平成２３年（フ）第７０４号
川崎市中原区下新城１丁目４番13号　ハイツ中原106
債務者　加藤　昌和
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１０号
川崎市多摩区生田３丁目14番10号、前住所香川県さぬき市長尾名715番地４
債務者　穴吹　寿惠
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
川崎市高津区千年596番地　エクレール巌川303
債務者　田代　一代（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
川崎市多摩区菅北浦３丁目８番１―110号
債務者　巴山淳二こと　李　　相淳
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
川崎市多摩区菅北浦３丁目８番１―110号
債務者　巴山貴子こと　巴山　孝子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
岡山県玉野市八浜町見石1609番地27
債務者　丹　　素子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８５８号
神奈川県海老名市大谷北３丁目23番１―204号
債務者　木村　妙子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８５９号
横浜市保土ケ谷区仏向町186番地
債務者　石井　元子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８６２号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目１番１―1309号
債務者　岡本　禎子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２号
静岡県富士市森島596番地の１　ヴィラ森島203号室、前住所静岡県富士宮市大宮町32番８号
債務者　佐野さとみ
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７５９８号
大阪府高槻市塚原３丁目14番10―203号
債務者　轟木千恵子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２号
沖縄県沖縄市高原７丁目12番19号　徳村方
債務者　西山　勤貴
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２８４３号
横浜市青葉区市ケ尾町1168番地１　カーサーウチノ301号
債務者　佐々木礼子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７３号
静岡県浜松市中区中島４丁目２番３号
債務者　白井　初江
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
静岡県浜松市中区中島４丁目２番３号
債務者　白井　健雄
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係